



筑紫文学園大学リポジト

筑紫文学園大学における文化財調査データの収集と 活用：附、巖淨寺史料翻刻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2014-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 緒方, 知美, OGATA, Tomomi メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/86

筑紫女学園大学における文化財調査データの収集と活用

附、嚴淨寺史料翻刻

緒 方 知 美

はじめに

第一章 文化財調査データ収集と活用の現状と課題

第一節 目的と方法

第二節 メンバー

第三節 活動の意義

第二章 文化財調査データ収集と活用の展望

第一節 文化財関連機関の視察結果

第二節 本学文化財調査研究の将来展望

結論

附、嚴淨寺史料翻刻

はじめに

本論文は、平成二四年度の筑紫女学園大学研究助成を受けた、大津

忠彦（本学アジア文化学科・教授）、鷺山智英（本学人間文化研究所・

客員研究員）、緒方知美（本学アジア文化学科・講師）三名による共

地域の中大小寺院には、莫大な数量の近世以降の文化財が伝えられており、課題を抽出することで、本学にとって望ましい文化財調査研究活動の将来像を提示する目的で本研究を実施するに至った。

本論文は、平成二四年度の筑紫女学園大学研究助成を受けた、大津

忠彦「筑紫女学園大学における文化財調査データの収集と活用」の成果報告である。本研究に着手するまでの経緯は下記のとおりである。本学は、平成一八年度に翌年の学園創立一〇〇周年記念事業の一環として「浄土真宗文化財調査研究プロジェクト」（研究代表者・中川正法）に着手した。本事業はその後、六年間にわたり「西国真宗文化財調査研究」（平成二九・二〇年度特別研究助成）、同「北部九州真宗文化財調査研究」（平成二二・二三・二三年度特別研究助成）の名称で継続された。執筆者は美術史学研究の立場から、本活動に共同研究員として参加し、寺院調査やデータ整理作業など携わったが、その過程で、これら蓄積された文化財データを素材として、新たな領域の研究が展開する可能性について考えさせられるようになった。そこで、平成二四年度、本学が既に着手した浄土真宗文化財調査研究の現状を見なおし課題を抽出することで、本学にとって望ましい文化財調査研究活動の将来像を提示する目的で本研究を実施するに至った。

いる。それらは人文学研究にとって重要な素材となりうるが、その総体は把握困難で、悉皆的調査の実現は不可能である。しかし本学が着手した地域と宗派を限定しての寺院文化財調査であれば、その実現可能性は高まつてくる。このような未開拓領域の調査研究を進めるためには、主催者側での目的と方法の明確化が必須となる。

本研究「筑紫女学園大学における文化財調査データの収集と活用では、このような問題に取りくむため、六年間の本活動の共同研究員として関与したメンバーのうち、大津（考古学）、鷺山（真宗史）、緒方（美術史）の研究分野を異にする三名の共同で実施した。内容は、文化財関連機関の視察と研究会（史料講読会）の実施と意見交換であり、その成果を本論文に集約させている。集約としての本論文執筆は、共同研究員の同意を得たうえで、執筆者の個人的責任のもとで行っている。

第一節 目的と方法

本プロジェクトの開始時の目的は「九州を中心とする西日本において伝播発展した真宗文化の足跡をたどりつつ、従来の文化財調査において見過ごされてきた『真宗文化財』を調査し、西国における浄土真宗の伝播研究の一助となる」というものであったⁱ。この目的達成のためにには、膨大な数にのぼる真宗寺院の文化財調査の実施にあたり、どのように作業を進めるかという具体的な基本方針の策定が必要とされる。その基本方針の策定のためには、どのような研究成果が期待できるのかというヴィジョンが必要である。

この点に関しては、本学文化財調査研究の六年間の成果を振り返ってみると、真宗史を含む歴史学と美術史とも接点を持つ文化史学の二分野が中核となつていると判断できるⁱⁱ。

第一章 文化財調査データ収集と活用の現状と課題

第二節 メンバー

筑紫女学園大学における真宗文化財調査研究の六年間の活動成果については、既に栗山俊之氏による報告が「博多萬行寺史料—七里三河法橋頼周関係史料その一」（筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所年報）第三号、二〇一二年にあり、筆者も同誌掲載の論文「北部九州真宗文化財調査報告（近世真宗のうみだした文化的環境）」で言及しているのでそちらを参照いただきたい。本論文では、本学の文化財調査研究活動の現状と課題について、目的と方法、メンバー、活動の意義の三点から考える。

このように調査研究の内容に応じてメンバーが入れ替わり参加するというフレキシブルな構成が実現したことは大きな成果といつてよ

い。そのメンバーは、本学教員、学外研究者（教育委員会や市史編纂室の職員、本願寺史料研究所研究員、学芸員）、大学院生など、研究者としての所属も立場も専門分野も異なつていて。本調査研究活動は、このように研究者の交流の場として機能していたといえる。

第三節 活動の意義

本プロジェクトは、学園の一〇〇周年記念事業として着手されたが、翌年から教員個人の一般研究としての位置づけに切り替わった。

そもそも文化財の調査研究は、組織的で長期的な取り組みを前提とする、人文学研究の基礎作業である。公的性格が強いため、地域文化財調査は、地方公共団体が主導する場合が多いが、近年、公的な機関において文化財関連予算が減少し、調査研究活動の継続が困難となつてている^{iv}。このような中で、研究機関としての大学が地域文化財調査研究へ参画することへの社会的期待は高まつてきている。とりわけ創立の背景に福岡県の真宗寺院の協力を得たという経緯を持つ本学にとって、地域の真宗文化財を対象とした調査研究は、学外からの需要に応える活動であると同時に、特色ある研究機関としての学内的アイデンティティ構築のために当に相応しいものといえよう。^v

このように、真宗文化財調査研究活動が本学にとって重大な意義をもつことを認識するならば、本活動を大学主催の事業として位置付け、組織的・継続的にその活動を展開し、地域や学会に対して研究機関としての貢献をするべきであろう。成果公開に関しては、調査データの公開に関する諸問題について検討しなければならない。この点に関し

て、次章で、文化財関連施設の視察成果を参考とし、その課題を解決する糸口を見出したい。

第二章 文化財調査データ収取・活用の展望

第一節 文化財関連機関の視察結果

本学の文化財調査研究活動の組織化に向けての参考とするため、文化財調査データを保管し活用している文化財関連機関七施設を視察し、その活動の状況を確認した。機関の選択基準は、第一に機関の所在する地域、第二に調査研究の対象である。地域限定の文化財調査を行う上で、地域を同じくする組織の状況を把握することが重要であると判断し、視察対象を本願寺史料研究所以外すべて本学と同県内に所在する機関に限定した。また、真宗寺院を対象とする調査活動を行う機関として、本願寺史料研究所は、真宗史研究に特化して調査研究を行つており、柳川古文書館と御花の二館は、柳川市史編纂事業の一環として柳川市内の美術関係調査（平成八年から一五年度）を実施しているが、その調査対象寺院のうち真宗寺院の占める部分は六割を超えている。^{vii}

表「文化財関連機関視察結果」には、視察結果を、機関の設立経緯、データ収集、データ公開、そのほかの活動の四項目に分けてまとめてある。これらについて概観し、本学との異同をみてみる。

四

表 文化財関連機関視察結果

第一項 機関の設立経緯とデータ収集

機関の設立経緯とデータ収集については、その中心的活動の性格から次の三種類に大別できよう。第一にアーカイブ、第二に特定主体の活動遺産、第三に一定の計画下での調査データである。

第一のアーカイブとしての機関に分類できるのは、柳川古文書館（柳川市史編纂史料）、太宰府市市史資料室（太宰府市史編纂史料）、本願寺史料研究所（本願寺史編纂史料）、九州歴史資料館（福岡県史編纂史料）の四機関である。地方史や寺院史の編纂に伴って収集された史料の保管・整理を活動の中心としている。

第二の特定主体の活動遺産を保管する機関は、御花（柳川藩主立花家の伝世品）、太宰府市教育委員会文化財課（太宰府史跡の発掘資料）、本願寺史料研究所（本願寺宗務所伝来史料）の三機関である。

第三の一定の計画下での調査データ収集を行う機関としては、太宰

府市文化ふれあい館（太宰府の歴史、考古、民俗、文書資料）と本願寺史料研究所（全国真宗寺院探訪資料）がある。第一の地方史や寺院史の編纂も基本的にこの第三類と性格が共通しているが、史書編纂という单一目的を持つ点が異なる。第三類は目的とするところが広範囲で、活動計画も隨時変更しうる。本学の活動もここにあてはまるだろう。

第三項 そのほかの活動

視察対象とした七機関のうち、展示施設を保有する四機関では恒常的に、それ以外の資料室、教育委員会、研究所でも臨時の・限定的な形で展示を行っている。研究成果の発表は、目録、報告書、紀要などの形で行われている。特筆すべき活動として、まちづくり活動の一環としての地域へのアウトリーチ活動があげられる。

データ収集の経緯は様々に異なっていても、収集したデータが、その機関の活動の展開を導き、その組織の性格を決定している。本学の収集した調査データに関しては、現在、研究部門で論文執筆、報告書刊行や史料翻刻をおこなっているが、教育普及部門には未着手である。本学は学芸員課程もつたため、本活動の教育カリキュラム化などが今後

は冊子形式の目録を準備し、申請書の提出を経て閲覧に供している。

現在は内部閲覧のみとしているデータでも、将来的に市民遺産として公開する方向であつたり、紹介者のある場合は閲覧を許可したりしている。完全な内部閲覧とするのは私立美術館のみであった。このように、公共性の強い文化財関連機関では、希望者に対するデータ公開が原則となっている。

データ閲覧の際の問題となるのは、所蔵者からの閲覧許可であるが、閲覧希望者が個別に取得する場合と、機関が調査時に取得する場合がある。利便性の上では後者が望ましい。

本学の研究機関としての活動を活発化させるためには、他の文化財関連機関と同様、閲覧希望者対応の調査データ公開が望まれる。

第二項 データ公開

データ公開については、閲覧希望者に対応する方式をとるのが四機関、内部利用のみが三機関である。閲覧希望者対応では、データまた

の課題となろう。

第二節 本学文化財調査研究の将来展望

人文学研究は、問題設定と素材選定が密接に連携しあつて進展する。何を研究素材とするかで問題が浮かび上がり、何を問題にするかで素材の選定が左右される。美術史学では美的価値を問題にして美術作品を素材とし、真宗史では真宗関連史料を素材とし、政治史は政治史料のみを対象とする。この問題と素材の関係を逆から捉えると、未開拓の研究素材の収集は、新たな問題設定を可能とし、それに応じた研究成果を生みだすことが期待されるⁱⁱⁱ。

江戸時代、寺請制度のもとで寺院は政治宗教の両面から人々の生活に関与していた。したがって地域中小寺院に伝わる文化財は人々の生活を知るため有効な研究素材となるはずである。現在の歴史資料収集において主流となっている史料群ごとの収蔵形態に応じた一括調査の方法^{iv}に準じ、文化財についても個別調査でなく悉皆調査を行うことで、その史料群全体を素材とした新たな学問的展開の可能性が開かれであろう。

結論

本学の文化財調査研究の将来構想について以下のように提言した
い。目的として地域の文化史学と真宗史をふくむ歴史学の二分野を中核において研究を行うことを明示し、方法として地域と宗派を限定し

た文化財調査を悉皆的におこなうことを原則とし、様々なメンバーのフレキシブルな参加形態を保持し、データ公開や史料講読会によって共同研究の芽を育てる。このような活動を大学主催の事業として継続的に実施することが、本学の研究機関としての意義を高めることにつながると考えられる。

学園一〇〇周年事業として着手されていながら、成果の即効性が望めない文化財調査の性格と、真宗文化財という未踏の研究領域であることが原因で、今まで本活動の将来的ヴィジョンが不明瞭なままであつた感がある。しかしその不明瞭さにこそ、既存のものでない、新たな研究展開への可能性が象徴されているのではないだろうか。地域と宗派を限定した中小寺院文化財という共通素材に対し、二つの学問的分野から複眼的にアプローチをおこなうという方法は、歴史学と文化史学の相互干渉による新たな研究成果をうみだす機縁をつくるであろう。真宗文化に特化した調査研究^vに新たな視点を付加する、本学の文化財調査研究の個性をここに求めるべきではないだろうか。

i 「西国淨土真宗文化財調査研究報告書（一）」（一〇〇九年、筑紫女学園大学・短期大学部発行）中川正法「序」。

ii 真宗史の領域の成果論文として、①児玉謙「真宗史再考」「筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所年報」二二号（一〇一〇年）、②中西直樹「明治期における九州真宗の一断面——九州仏教クラブを中心に——」（同

前)、③鷺山智英「筑前ににおける真宗寺院改派についての一考察—寛文年間以後の動向を中心にして」

(前掲誌二二号、二〇一一年)、④栗山俊之「博多萬行寺史料—七里三河法橋頬周関係史料 その一」(前掲誌二三号、二〇一二年)、⑤鷺山智英「(史料紹介)宝曆年間筑前ににおける真宗門徒農民の遠島処分について」

(同前)の五本、文化史領域の成果として①緒方知美「北部九州真宗文化財調査研究—近世真宗のうみだした文化的環境」(同前)の一本がある。

iii メンバーについては『筑紫女子学園大学・短期大学部人間文化研究所年報』一八号(二〇〇七)、二三号(二〇一二年)所載の「研究彙報 研究事業計画」および『西国淨土真宗文化財調査研究報告書(一)(二〇〇九年)、同(二)』(二〇一一年)所載の「調査スケジュール」参照。

iv 例えば、「太宰府史跡の発掘・研究と、古文書・美術工芸品・考古資

料等の收取保管及び調査を行う」目的を持つている九州歴史資料館の年間予算をみると、「歴史資料調査費研究」はこの八年間で三五五九千円(二〇〇五年)から二〇一千円(二〇一二年度)へと四割以上減少している。『九州歴史資料館年報』平成二六年度、「同」平成二三年度参照。

v 筑紫女子学園は、明寺四〇年(一九〇七)、第四仏教中学福岡分教場の教頭であった水月哲英が、福岡分教場の廃止後、両筑(筑前・筑後)の西本願寺僧侶の協力のもと創立した「筑紫高等女学校」を母体としている。

「第三章 学園創立とその時代背景」(筑紫女子学園百年史編纂委員会編『筑紫女子学園百年史』二〇〇九年、筑紫女子学園)参照。

vi 大学主催の文化財調査研究活動は、主催は様々で、学部や学科など教育カリキュラムに関わる場合と、大学博物館や研究所などの附属組織が

主体となる場合がある。本学の主催やその実施携帯に関しては、今後さらなる模索が必要となると考えられる。

vii 「三 真宗寺院の美術」(柳川市史編纂委員会編『柳川文化財資料集成 第三集』(二〇〇一年、柳川市) 参照。

viii たとえば一九八二年に神奈川大学の付属となつた日本常民文化研究所は、一九二一年瀧澤敬三により創設されたアチック・ミューゼアム・ソサエティを母体とする歴史と民俗文化の学際的共同研究機関であるが、『絵巻物による日本常民生活絵引』のように、ほかに例のない美術史学と歴史学の学際的研究成果を達成している。

ix 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会によりこの調査方法が推薦されている。新潟県歴史資料保存活用連絡協議会古文書作業部会編集『古文書保存・整理の手引き』(二〇〇八年)

x 真宗を中心に広く仏教を研究する大学附属研究機関のなかで、とくに文化財の調査研究を継続的に実施している代表的機関として、前述した本願寺史料研究所や朋大学仏教文化研究所があり、顕著な研究成果がすでに蓄積されている。その研究方針は真宗に焦点を当たるもので、地域文化史を第二の焦点とする複眼的手法ではない。

附、厳淨寺史料翻刻

本研究の成果の一部として、厳淨寺史料の翻刻を以下に掲載する。

厳淨寺は福岡県朝倉市菱野にある浄土真宗本願寺派寺院である。本研究の一環として行つた研究会（真宗史料講読会）では、当寺院所蔵史料の中の『筑之紫陽上座郡菱野邑嚴淨寺來由』『嚴淨寺慶福寺來由書』二本を対象とした。一年間に一二回の史料講読会を実施した。講読会参加者は鷺山智英（本学客員研究員）、小林久泰（本学人間文化研究所リサーチアソシエイト）、樋口すみ（タクト職員）、高松麻美（太宰府市文化ふれあい館学芸員）、古村理恵（本学大学院生）、緒方知美（本学講師）である。翻刻は鷺山智英の指導のもと小林久泰、高松麻美が行い、巻末の系図作成は樋口すみが行つた。

〔凡例〕

- ・（本文）ではできる限り原文に忠実に翻刻を行つた。ただし異体字は常用漢字に改めている。
- ・（本文）（書き下し）とも句読点を加えている。
- ・割注は「」にいれて表記している。
- ・改行は筆者の意図の明瞭な部分のみ原文のそれを踏襲している。
- ・『筑之紫陽上座郡菱野邑嚴淨寺來由』と『嚴淨寺慶福寺來由書』の本文を頁の上段に、書き下しを下段に配している。

寺院紹介

朝倉市 厳淨寺

厳淨寺は元々筑後国竹野郡樋口村にあり、藩主の命令により西派から東派に転派した。数代後筑後国を出て、筑前國上座郡菱野村の後継者がなかつた慶福寺へ養子として入寺し、のち寺号を厳淨寺と改めた。

慶福寺の初代正善は慶長十（一六〇五）年三月に西本願寺から木仏を許可されている（『木仏之留御影様之留』本願寺史料集成）。また、正善の母は西本願寺の准如上人に仕えていたという。



厳淨寺本堂

住所 福岡県朝倉市菱野九二三
住職 大内 證善
教区上下組
組名 浄土真宗本願寺派福岡

※厳淨寺所蔵作品データは「西国
淨土真宗文化財調査研究報告書
（二）」（一〇一年、筑紫女子
園大学・短期大学部発行）所載。
※作品中二件を一三頁に紹介して
いる。

筑之紫陽上座郡菱野邑嚴淨寺來由（本文）

筑之紫陽上座郡菱野村嚴淨寺來由（書き下し）

一筑之後州竹野郡樋口村嚴淨寺、往昔正行寺ト云ル禪寺也。〔此寺開基年号不知〕、最初簾生山半腹清水ト云處ニ在、代々之住僧無行衛跡を失フ、然故祖玄ト云出家住職中、正行寺并院内ニ有来地主堂共、同郡樋口村工引移ル〔其後本ノ清水ハ舊跡ト成名計申傳ル也〕、祖玄後住了知代、長禄元丁丑六月、存如上人御往生之砌於京都改宗、其以來當宗之寺ト成〔此了知ト云ル僧ハ藝州之產、平家後裔之由申傳ル也〕、後住教善・龍祖三代者法名元ニ而過ル、四代之住持善知大永年中、嚴淨寺之寺号・木佛御免之御印札ノ拝受直末与成、因茲正行寺院内地主堂ニ古來建置處之佛像、彌陀・觀音・勢至三體之内、中尊彌陀佛嚴淨寺江移、本尊与仰來ル也〔彌陀ミクシノ内ニ善之一字記ニ置之〕、此三佛之尊像者行基之作也、觀音・勢至之二像、如前地主堂ニ建置、其後何之時乎觀音佛像紛失〕、五代至了養子跡断絶無住与成也。

一肥後之住人城久右衛門次男平右衛門、彼國立退筑後江引越、生葉・竹野・山本三郡之代官職相務、此砌嚴淨寺因為ニ「無住」、平右衛門為俗家嚴淨寺ヲ支配ス、平右衛門及晚年職事致仕メ入道了保ト改

名・即嚴淨寺致再興住職ヲ務也〔城久右衛門於肥後采地千石余之官士也、於于今城氏之末、國主越中守殿江仕官之面々數多有、城氏元來菊地嫡流之由、家傳之系圖今以樋口村工持傳ル也、重留・出田之

一筑之後州竹野郡樋口村嚴淨寺、往昔、正行寺といえる禪寺なり。〔この寺開基年号知れず〕最初、簾生山半腹、清水というところに在り。代々の住僧、行衛なく跡を失う。しかるゆえ、祖玄という出家、住職中、正行寺ならびに院内にありきたる地主堂共に、同郡樋口村へ引き移る。〔その後、もとの清水は旧跡となり、名ばかり申し伝うるなり〕。祖玄後住了知代、長禄元丁丑六月、存如上人ご往生のみぎり、京都において改宗、それ以来、当宗の寺となる。〔この了知といえる僧は芸州の產まれ、平家後裔のよし申し伝うるなり〕。後住教善・龍祖三代は法名元にて過ぐる。四代の住持善知・大永年中、嚴淨寺の寺号・木仏御免の御印札の拝受、直末となる。これによりて正行寺院内地主堂に、古來建て置きたるところの仏像、弥陀・觀音・勢至、三体のうち、中尊の弥陀仏・嚴淨寺へ移し本尊と仰せられたるなり。〔弥陀みぐしのうちに善の一字、これを記し置く〕。この三仏の尊像は行基の作なり。觀音・勢至の二像、前のごとく地主堂に建て置く。その後、いずれの時か、觀音仏像紛失す。〕五代了養に至り、子跡断絶、無住となるなり。

一肥後の住人、城久右衛門次男、平右衛門、かの国を立ち退き、筑後へ引越す。生葉・竹野・山本三郡の代官職相務む。このみぎり、嚴淨寺無住たるによりて、平右衛門、俗家として嚴淨寺を支配す。平

両名茂城一類也、三家之紋、城氏ハ丸内揃鷹羽、重留ハ丸之内違鷹之羽、又もつかう茂用る也、出田ハ日之略字ヨ如斯用ユ、末葉之輩ハ四色之紋之内何れにても心次第に用来る也)、長男祐玄ニ嚴淨寺ヲ譲里与フ、祐玄より祐惠・祐存、今至益山五代嚴淨寺住職相續ス

〔筑後於樋口村嚴淨寺祐玄住職、正保年中久留米御城主有馬中務大輔殿因「嚴命」、領内西派之寺院不残東派ト成、嚴淨寺之儀前以、自西善知工御免之御印札東工被召上、為御褒美從東門官位之御印札、嚴淨寺ト被遊拝受仕ル、筋目取失東派与成、法儀ヲ背事心底之悲嘆深厚、胸鬱之劫火無止時、雖然因時勢押鬱憤経多年、後住祐惠代ニ至而茂東ヲ守ル、然處明暦三年御城主逝去之砌「于時祐惠廿八歳」、

數年之思念奮發、酉ノ六月十九日酉御本願江帰参仕ル、領内同志之寺院数多有之也、然廻此荒増及流布、自久留米禁止之触渡甚以嚴重也、因茲樋口村ニ而者五千余人之門下ヲ捨、十餘口之眷属不顧寒死之成行、同十二月廿九日筑前之上寺邑江引退候、其後寛文年中祐惠事上寺村より致上京、佛照寺江者自前由緒有之故帰參之願申達候、佛照寺御取持ヲ以下間宮内卿殿御取次ニ而、多年之存念、筑後引退候次第始終詳ニ達高聞、御喜悅不斜神妙ニ被思召上候趣被仰渡、為御褒美前廉自東門被下置御印札致改之、如前々官位被仰付候御印冊〔于時寂如上人十八歳之御時寛文年中也、然共自筑後「帰参之儀、御用自筑後帰参之年号月日、明暦三年酉六月十九日与御書出也」、下間宮内卿殿御取繼ヲ以拝受仕候、其上祖師之御傳御免被成候、此度之帰参御感稱之餘リヲ以、嚴淨寺繼目之御禮式代々御免被仰付候

右衛門、晩年におよび職事致仕して、入道了保と改名、すなわち、嚴淨寺再興致し、住職を務むるなり。「城久右衛門、肥後において采地千石余の官士なり。いまにおいて城氏の末、国主越中守殿へ仕官の面々、数多あり。城氏、元来、菊地嫡流のよし、家伝の系図、いまもつて樋口村へ持ち伝うるなり。重留、出田の両名も城一類なり。三家の紋、城氏は丸のうちに揃鷹羽、重留は丸のうちに違鷹の羽、又もつこうも用いるなり。出田は日の略字、「ヨ」、かくのごとく用ゆ。末葉の輩は、四辺の紋のうち、何れにても心次第に用いたるなり。」長男祐玄に嚴淨寺を譲り与ふ。祐玄より祐惠、祐存、いまに至り、益山、五代嚴淨寺住職相続す。

〔筑後樋口村嚴淨寺において祐玄住職、正保年中、久留米御城主有馬中務大輔殿、嚴命によつて領内西派の寺院、残らず東派となる。嚴淨寺の儀、まえもつて西より善知へ御免の御印札、東へ召し上げられ、御褒美として東門より官位の御印札、嚴淨寺と遊ばされ、拝受仕る。筋目取り失い、東派となる。法儀に背くこと、心底の悲嘆深厚、胸鬱の劫火、止むときなし。しかりといえども、時勢によつて、鬱憤を押さえ、多年を経て、後住祐恵代に至りても、東を守る。しかしるところ、明暦三年、御城主逝去のみぎり、「于時祐惠、二十八歳」数年の思念奮發し、酉の六月十九日、酉御本願へ帰参仕る。領内同志の寺院、数多これあるなり。しかるところ、このあらまし、流布に及びて、久留米より禁止の触渡し、甚だもつて嚴重なり。これによつて、樋口村にては五千余人の門下を捨て、十余口の眷属、寒死

〔御禮之時節筑後ヨリ帰参仕候嚴淨寺与名乗候而披露仕候様ニ与、天和三年六月廿日、下間宮内卿殿御取次ヲ以祐存ニ被仰渡候故、其旨相守者也〕、因茲繼日之御禮式不相勤官位繼來候、佛照寺御取持ヲ以首尾宜御褒美之御印札拝受、其外品々結構成被仰付、禮謝之依時宜仏照寺門徒之致契約、今以佛照寺下也

一祐惠筑後引退候砌、彼所之親族・門徒之面々對「祐惠ニ願之趣有之、嫡子駒之助儀樋口村江安置、自他心ヲ合嚴淨寺之跡取立度旨重畠雖レ致懇望」、祐惠に心底不相叶、仮令妻子・眷属及餓死候儀ハ前生之可為業因、駒之助舊地ニ残置東ニ走リ、父子ニ躰之開山信拝之儀、各雖為願望請相不成由申切、父子一同引退候、其以後駒之助儀於上寺剃髪、与祐存法名ス、樋口村ヨリ寺号持來候得共、上寺村中ニ寺地無之故、空敷送^{カシマオクリ}二年月^{シゲツ}一候、此折柄菱野村慶福寺覺傳、寺跡相續之新發知無之、任^{カセ}所望ニ祐存儀養子ニ遣候、即覺傳女嫁娶メ跡相續仕候、祐惠儀者廿ヶ年余上寺村分居、其以後夜須郡下高場村淨滿寺致再興、元禄七年五月十九日於彼寺死去

一祐存慶福寺之後住相續以後、寛文年中御本寺江言上、寺号相改嚴淨寺ヲ用申候、慶福寺之儀盤無官之寺号故たたみ置、自筑後持來候嚴淨寺用候儀四十ヶ年以来ニ而候也

の成り行きを顧みず、同十二月二十九日、筑前のうち、上寺村へ引き退き候。その後、寛文年中、祐恵こと上寺村より上京致す。仏照寺へは前より由緒これあるゆえ、帰参の願い申し達し候。仏照寺御取り持ちをもって、下間宮内卿殿御取り次ぎにて多年の存念、筑後引き退き候次第、始終詳に高聞に達し、御喜悦斜めならず神妙に思し召し上げられ候趣き、仰せ渡され、御褒美として、前廉、東門より下し置かる御印札、これを改め致し、前々の如く、官位、御印冊仰せ付けられ候。〔于時、寂如上人十八歳の御時、寛文年中なり。しかれども筑後より帰参の儀、筑後より帰参の年号月日を御用いになり、明暦三年西六月十九日と御書出なり。〕下間宮内卿殿、御取り継ぎをもつて拝受仕り候。その上、祖師の御伝御免なられ候。此度の帰参、御感称の余りをもつて嚴淨寺繼目の御礼式、代々御免仰せ付けられ候。「御礼の時節、筑後より帰参仕り候嚴淨寺と名乗り候て、披露仕り候様にと、天和三年六月二十日下間宮内卿殿、御取り次ぎをもつて祐存に仰せ渡され候ゆえ、その旨相守るものなり。」これによつて、繼日の御礼式相勤めず、官位継ぎ來たり候。仏照寺御取り持ちをもつて、首尾宜しく御褒美の御印札拝受す。そのほか結構なる品々を仰せ付けられ、これを時宜により礼謝す。仏照寺門徒の契約致し、今もつて仏照寺下なり。

一菱野村慶福寺之来由、同邑之住人大内田土佐〔後栗山備後殿下知ヲ以四郎兵衛ト改名ス〕、同人老後人道正善ト号ス、真宗之寺一宇建

立、其砌檀方無之、正善一身之効ヲ以致上京寺号・木佛御印札、四幅之御絵像拝受仕候、然共無縁之寺故田地五十石ノ農業ヲ以家属相育、勤寺役、因茲田神之像造立、十一月初丑日祭礼執行、只今茂御堂之後ニ田神之像安置定候也、祭毎年無緩怠興行仕候、其以後五十石田地無銀ニ而他人江譲与候、其節隱居地ト名付小分之田畠寺江付置、年貢計上納、諸公役以下右之田地請込候、人柄相務候儀、永々無違變仕組正善仕置ニ而候也

一上寺村教念寺之儀、其前上寺村中筑後樋口村嚴淨寺檀那ニて候処、祐患現住之頃両國檀那一ヶ国切与成行候、上寺村之儀村長大熊氏祐惠親類、其上門徒之睦ミ深故与以、祐患効ヲ以一寺取立、同宿圓心与号スル僧ヲ遣候、本寺江御願申上寺号申受候「大熊氏先祖之法名教念与申候故即寺号ニ申請候、祐患筑後引退之時分ハ右之圓心住職仕居申候」、教念寺之儀祐患取立之寺嚴淨寺之末寺ニ被附候処、其此迄嚴淨寺之寺地無之故、佛照寺直末ニ指上置候、即其節自佛照寺祐患ニ被下候書帖持傳有之候

嚴淨寺現住益山

此一冊子孫為覺悟所々加精撰記置、無紛失可持傳也

寶永六巳丑六月日

祐患に心底相叶わず。たとい、妻子・眷属、餓死に及び候儀、前生の業因となすべし。駒之助、旧地に残し置き、東に走り父子二体の開山信拝の儀、おのおの願望となすといえども、請けあいならずよし申し切り、父子一同、引き退き候。それ以後、駒之助儀、上寺において剃髪と祐存法名す。樋口村より、寺号持ち來り候えども上寺村中に寺地これなきゆえ、空しく年月送り候。この折から、菱野村慶福寺覚伝、寺跡相続の新發知これなく、所望に任せ、祐存儀、養子に遣り候。すなわち、覚伝女を嫁娶して、跡相続仕り候。祐患儀は、二十ヶ年余上寺村に分居す、それ以後、夜須郡下高場村淨満寺再興致す。元禄七年五月十九日かの寺において死去す。

一祐存、慶福寺の後住相続以後、寛文年中御本寺へ言上、寺号相改め、嚴淨寺を用い申し候。慶福寺の儀は、官の寺号なきゆえたたみ置き、筑後より持ち來り候嚴淨寺用い候儀、四十ヶ年以来にて候なり。

一菱野村慶福寺の來由、同村の住人大内田土佐（後、栗山備後殿下知をもつて、四郎兵衛と改名す）同人、老後入道、正善と号す。真宗の寺一字建立、そのみぎり、檀方これなく、正善一身の働きをもつて上京いたし、寺号・木仏の御印札、四幅の御絵像拝受仕り候。しかれども、無縁の寺ゆえ、田地五十石の農業をもつて家族相育み、寺役を勤む。これによつて、田神の像造立す、十一月初丑日、祭礼執行。ただ今も、御堂の後に田神の像、安置定め候なり。祭、毎年緩怠なく興行仕り候。それ以後、五十石の田地、無銀にて他人へ譲

所蔵作品紹介



(図1)花瓶2口1具
(うち1口)

【作品データ】

青銅製、铸造（3部分別鋸）、①高29・8、口径19・0、底径13・0センチ。

①口縁下部白色銘「慶福寺 改 嶽淨寺 慶長十七年 起」②椎部白色銘「筑前国上座郡菱野村 正善」③喜以寺 □志之村 正善」
慶長十七年（一六二二）※『報告書（二）』No.142



(図2)顕如上人像1幅（部分）



(図3)同上（裏書）

り与え候。その節、隠居地と名付け、小分の田畠、寺へ付け置き、年貢計上納諸公役、以下右の田地、請け込み候。人柄相務め候儀、永々違変なく仕組み、正善仕置にて候なり。

一 上寺村教念寺の儀、その前上寺村中、筑後樋口村嚴淨寺檀那にて候ところ、祐惠現住の頃、両国檀那一ヶ国きりと成り行き候。上寺村の儀、村長大熊氏、祐惠親類、そのうえ門徒の睦み深きゆえをもつて、祐惠働きをもつて一寺取り立て、同宿、圓心と号する僧を遣し候。本寺へ御願い申し上げ、寺号申し受け候。「大熊氏先祖の法名、教念と申し候ゆえ、すなわち寺号に申し請け候。祐惠、筑後引退の時分は、右の圓心、住職仕りおり申し候。」教念寺の儀、祐惠取り立ての寺、嚴淨寺の末寺につけられ候ところ、そのころまで嚴淨寺の寺地これなきゆえ、仏照寺直末にさし上げ置き候。すなわち、その節、仏照寺より祐惠に下され候書帖、持伝えこれあり候。

この一冊、子孫覚悟のため、ところどころ精撰をくわえ記しあり、紛失なく持ち伝えるべきなり。

厳淨寺現住益山

この一冊、子孫覚悟のため、ところどころ精撰をくわえ記しあり、紛失なく持ち伝えるべきなり。

竇永六巳丑六月日、

【作品データ】

絹本着色 掛幅装 縦90・6、横38・3センチ。

表装背面添紙墨書「慶長十七年壬子四月廿四日／筑前国／

□福寺常住物也／願主积正善」

慶長十七年（一六二二）※『報告書（二）』No.132

嚴淨寺慶福寺來由書　圓從書次（本文）

一四

嚴淨寺慶福寺來由書　圓從書次（書き下し）

一 菱野村慶福寺開基正善儀、豈後大内田与申処右正善之母懷妊ニ而、菱野村江參出生之子、老後入道正善与号、正善母元來於京都唯（准）如上人二御奉公仕、御前宜々既ニ懷妊ニ成リ、少々次第在之暇被遣、其節自御前御形見ニ、御名号并ニ御前之御定儀、碗・箸・金子三百両、御添被為遊御暇被遣、右正善母其後豈後國ニ罷下リ、其後菱野村ニ引越参リ、懷妊之子出生、則正善与申傳也、右名号・御碗・御箸等、庄屋之家ニ傳在之候故、庄屋四良兵衛同人娘日田郡熊町魚屋江縁ニ付、右娘ニ為持遣候故、魚屋ニ傳在之事也

一 慶福寺号御免札、是茂庄屋ニ在之、其後紛失与申事也、正善儀栗山殿時分、菱野村庄屋相務、及老年男子ニ庄屋渡シ、娘召連致隠居、右娘ニ夜須郡教法寺より致養子、慶福寺相渡、現住覺傳与申事也、此覺傳無男子、是茂娘ニ筑後牢人祐惠男子祐存致養子相續ス、右祐存代右帰參嚴淨寺名乗也

一 慶福寺号御免札、これも庄屋にこれあり。その後、紛失と申すことなり。正善儀、栗山殿時分、菱野村庄屋相務め、老年におよび男子ニ庄屋渡し、娘召し連れ隠居致す。右娘に、夜須郡教法寺より養子致し、慶福寺相渡す。現住覺伝と申すことなり。この覺伝、男子なく、これも娘に筑後牢人祐惠男子祐存、養子致し相続す。右祐存代より帰参、嚴淨寺名のるなり。

一 慶福寺開基正善

　　養子覺伝

死去年号不分

元禄八年十一月廿九日

一帰参嚴淨寺御影者祐存代ニ、夜須郡甘木光照寺末寺、同郡下高場淨

満寺へ遣置ク也、其次第八、先祖淨滿寺祐存弟ニ而、筑後牢人時分

淨滿寺致住職、無傳与申候、兄弟之事故嚴淨寺御影當分遣置キ候処、

其後兄弟出入在之、只今淨滿寺へ在之

一帰参嚴淨寺御影

一祖師聖人 良如上人御判帰参時 明暦三年酉ノ六月十九日

一蓮如上人御影、筑後竹野郡樋口村へ取残シ、東之御裏也

一高僧太子之御影、帰参之節其御裏直シ無之紛失、御繪傳願之時、高

僧太子御裏未直リ不申由、家老衆ら申渡シ在之

一帰参嚴淨寺御影

一祖師聖人 良如上人御判、帰参時 明暦三年酉六月十九日

一帰参御褒美御繪傳紛失之次第、祐存父祐惠儀老後ニ下高場淨滿寺江

参リ、彼寺ニ而死去、祐恵病氣勝、不申往生茂近々与覺也、御褒美

御繪傳拝禮仕度旨申參候、元^(マ)親子兄弟之事故、早^(ママ)東御繪傳御借申

候処、無程祐惠相果被申候、一七日佛事過祐存帰り申候節、御繪傳

御供可申由被申候処、無傳被申候二者、御繪傳者手前ニ譲り候様ニ

申置キ被致候故、返シ申儀ハ叶不申与被申候、無非是帰被申候、

其後兄弟不和ニ至リ、御繪傳之儀出入ニ罷成リ、然處淨滿寺る秋月

公儀ニ頼入、秋月御領内江無之真宗一派之大切成ル宝物ニ而御坐候

故、菱野村へ帰リ不申様ニ被為遊可被下由、重畠頼上候、右之段御

一当寺安置の御影は、慶福寺御免の御影なり。

一慶福寺開基正善、死去年号不分 養子覚伝 元禄八年十一月二十九日

一帰参嚴淨寺御影は祐存代に、夜須郡甘木光照寺末寺、同郡下高場淨
満寺へ遣し置くなり。その次第は、先祖淨滿寺祐存弟にて、筑後牢
人時分、淨滿寺住職致し、無伝と申し候。兄弟のことゆえ、嚴淨寺
御影、当分遣し置き候ところ、その後兄弟出入これあり。ただ今、

淨滿寺へこれあり。

一蓮如上人御影、筑後竹野郡樋口村へ取り残し、東の御裏なり。
一高僧太子の御影、帰参の節、その御裏直しこれなし。紛失御繪伝願
の時、高僧太子御裏いまだ直り申さずよし、家老衆より申し渡しこ
れあり。

一帰参御褒美御繪伝紛失の次第、祐存父祐惠儀、老後に下高場淨滿寺
へ参り、かの寺にて死去す。祐恵、病氣勝ち、往生申さずも近々と
覚えるなり。御褒美御繪伝、拝礼仕りたき旨、申し参り候。元より

公儀右聞届被成、福岡公儀ニ秋月公儀右頼人在在之、既ニ御繪傳一先者秋月公儀之御宝蔵ニ納リ、就夫祐存儀不及力打過、其後益山・林山式代空敷打過、圓從代ニ、紛失御繪傳再願御免拝受仕候

一紛失御繪傳再願之儀者、圓從三十七才之時、紛失御繪傳御帰参無之故、此儀残念致至極、再願存立、宝暦十年庚辰正月中旬致發足、京都登リ再願申上、仏照寺殿取次月番上田主殿御取次ニ而願書指上、八十余日ニ至リ御免被為仰付、難有拝受仕候

一願書上寺村与印指上申候、帰參御褒美時分上寺村ニ而候故、願書茂上寺村嚴淨寺与書上申候、就夫御裏茂上寺村与被為遊御免被仰付候

一紛失御繪伝 法如上人御判
一再願

宝暦十年庚辰五月二日

一湛如上人御影

法如上人御判

宝暦十年庚辰五月二日

一後年ニ至リ、若嚴淨寺紛失之祖師・高僧太子望在之節ハ、紛失之願

申時者半礼ニ而御免被為遊候事也、筑後帰參之節家内十余人牢人、

今日立兼候仕合之比故、御影諸々ニ預ケ置候成行ニ付、其後紛失仕候故、此節祖師・高僧太子御免被為遊候様ニ願可申事也

一紛失御繪伝再願の儀は、圓從三十七才の時、紛失御繪伝御帰参これなきゆえ、この儀、残念至極致し、再願存じ立て、宝暦十年庚辰正月中旬、發足致し京都へ登り、再願申し上げ、仏照寺殿取次月番上田主殿、御取次にて願書さし上げ、八十余日に至り御免仰せつけられ、ありがたく拝受仕り候。

一願書、上寺村と印し、さし上げ申し候。帰參御褒美時分、上寺村にて候ゆえ、願書も上寺村嚴淨寺と書き上げ申し候。それにつき、御裏も上寺村とあそばさせられ、御免仰せつけられ候。

親子兄弟のことゆえ、早速御繪伝御借し申し候ところ、程なく、祐惠相果て申され候。一七日仏事過ぎ、祐存帰り申し候節、御繪伝御供申すべきよし申され候ところ、無伝申され候には、御繪伝は手前に譲り候ように申し置き致され候ゆえ、返し申す儀は叶い申さずと申され候。是非なく、帰り申され候。その後、兄弟不和に至り、御繪伝の儀出入に罷りなり、しかるところ、淨満寺より秋月公儀に頼み入り、秋月御領内へこれなき真宗一派の大切なる宝物にてござ候ゆえ、菱野村へ帰り申さずようにあそばせられ下されるべきよし、重畠、頼み上げ候。右之段、御公儀より聞き届けなされ、福岡公儀に秋月公儀より頼み入りこれあり。すでに御繪伝、ひとまずは、秋月公儀の御宝蔵に納まれり、それにつき、祐存儀、力およばず打ち過ぐ。その後、益山・林山の二代、むなしく打ち過ぐ。圓從代に、紛失御繪伝再願し、御免拝受仕り候。

慶福寺御影

顯如上人御影 (准) 唯如上人御判

慶長十七年壬子四月廿四日

祖師聖人御影 (准) 唯如上人御判

寛永元年甲子五月廿一日

高僧太子 (准) 唯如上人御判

寛永元年甲子五月廿一日

筑後嚴淨寺代附

禪門

一禪宗改宗

一代 了如

二代 教善

三代 龍祖

右三代法名元也

四代 善知

嚴淨寺寺号木佛御免札申受

直末与成ル

五代 了善

子孫断絶無住与成ル

一再願紛失御絵伝 法如上人御判 宝暦十年庚辰五月二日

一湛如上人御影 法如上人御判 宝暦十年庚辰五月二日

一後年に至り、もし嚴淨寺紛失の祖師・高僧太子、望みこれある節は、紛失の願い申す時は、半札にて御免あそばせられ候ことなり。筑後帰参の節、家内十余人、牢人、今日たちかね候仕合のころゆえ、御影諸々に預け置き候成行につき、その後紛失仕り候ゆえ、この節祖師・高僧太子御免あそばせられ候ように、願い申すべきことなり。

慶福寺御影

顯如上人御影 (准) 唯如上人御判

慶長十七年壬子四月二十四日

祖師聖人御影 (准) 唯如上人御判

寛永元年甲子五月二十一日

高僧太子 (准) 唯如上人御判

寛永元年甲子五月二十一日

筑後嚴淨寺代附

禪門

一禪宗改宗

一代 了如

六代 了保

此了保嚴淨寺致再興

七代 祐玄

筑後帰參嚴淨寺

八代 祐惠 元禄十一年五月十九日往生

九代 祐存 宝永七年十一月廿七日

十代 益山 延享五年二月廿二日

十一代 林山 天明二年寅九月十日

慶福寺開基正善・養子覺傳二代取込時者、林山迄十三代成ル

十二代 圓従 安永八年亥七月廿九日

十三代 覚玄 文化十四年丑二月廿一日

十四代 大秀 天保元年寅三月廿九日

十五代 重玄 明治十一年正月十七日往生

十六代 秀天

(白紙貢)

る

慶福寺

開基正善

二代覺傳

元禄八年十一月廿九日

三代祐存

宝永七年十一月廿七日

此祐存代より帰參嚴淨寺名乗也

四代益山

延享五年二月廿二日

二代 教善

龍祖

右三代法名元なり

三代 善知

嚴淨寺寺号・木仏御免札申し受け、直末となる

四代 了善

子孫断絶無住となる

五代 了保

此了保嚴淨寺再興いたします

六代 祐玄

筑後帰參嚴淨寺

八代 祐惠 元禄十一年五月十九日往生

九代 祐存 宝永七年十一月二十七日

十代 益山 延享五年二月二十二日

十一代 林山 天明二年寅九月十日

(慶福寺開基正善養子覺傳二代取り込む時は林山迄十三代な

る)

十二代 圓従 安永八年亥七月二十九日

十三代 覚玄 文化十四年丑二月二十一日

十四代 大秀 天保元年寅三月二十九日

十五代 重玄 明治十一年正月十七日往生

十六代 秀天

五代林山 天明二年寅九月十日

六代圓従 安永八年亥七月廿九日

七代覺玄 文化十四年丑三月廿一日

八代大秀

(白紙貞) (絵図)

坊守忌日

祐惠坊守妙寿 延宝九年六月廿七日

祐惠坊守妙存 享保九年十月五日

益山坊守妙贊 延享五年五月三日

林山坊守妙信 延享五年五月廿七日

圓従坊守妙慶 天明八年戌申七月廿五日

廿五日也

(白紙貞)

慶福寺

開基正善

二代覺傳

元禄八年十一月二十九日

三代祐存

宝永七年十一月二十七日

四代益山

延享五年二月二十二日

五代林山

天明二年寅九月十日

六代圓従

安永八年亥七月二十九日

七代覺玄

文化十四年丑二月二十一日

八代大秀

この祐存代より帰参嚴淨寺名乗るなり

(白紙貞) (絵図)

坊守忌日

祐惠坊守妙寿 延宝九年六月二十七日

祐惠坊守妙存 享保九年十月五日

益山坊守妙贊 延享五年五月三日

林山坊守妙信 延享五年五月二十七日

圓従坊守妙慶 天明八年戌申七月二十五日

二十五日也

一又 平四郎 其子平次郎 其子半五郎

二 伊八 其子伊平次 其子伊八

三 平四郎 其子平次郎 其子半五郎

其子四郎兵衛三男アリ

祐惠弟

七郎兵衛

筑後竹野郡樋口村嚴淨寺俗宅ニ別リ

筑後竹野郡樋口村嚴淨寺俗宅に別れり

祐恵弟

七郎兵衛

その子四郎兵衛三男あり

一又 四郎兵衛 その子平次郎 その子平三郎

二 伊八 その子伊平次 その子伊八

三 平四郎 その子平次郎 その子平五郎

(おがた ともみ・アジア文化学科

講師)

系図〈 厳淨寺・慶福寺の歴代住職 〉



